

フランスの支援概要

a. 映画支援団体

- ・フランス国立映画センター(CNC)が中枢機関として映画産業を支援
- ・CNCの財源は3つの税金⇒劇場チケット、テレビ、ビデオ販売から自動徴収

b. 支援形態 ※いずれも国際共同製作協定を介した共同製作作品にも適用可能

- 自動助成：2つのスケールを用い作品を審査。2つの度合いにより、支援額に傾斜がかかる
 - ①ヨーロッパスケール：ヨーロッパ的要素を、映画を構成する文化的・技術的な観点でポイント化し判断
 - ②自動助成スケール：上記に加え、フランス的要素を加味
- ・支援対象は制作会社、配給会社、セールス会社、興行会社。劇場興行やテレビ放映、ビデオ販売の結果に乗じて支援額が判断される
- ・映画が劇場で公開されてから最大8年後まで支援が継続され、助成金は必ず次なる作品への投資に繋げるよう制約がある

- 選択助成：条件を満たした応募者の中からCNCが審査し、選ばれたもののみ支援が与えられる
- ・企画、脚本、制作、配給、興行、テレビ放映、海外セールスまで、製作のあらゆる段階をカバーしている
- ・制作前にも支援を受けることが可能であり、製作完了は年度をまたぐことができる。各支援の審査は年に数度実施される

c. 規制・法制度

- ・テレビ番組で欧州以外の外国作品の放映を制限する「ブロードキャスト・クォータ制」がある

フランスの映画産業および国際共同製作にかかる規制、法制度

1. 国際共同製作協定締結国と、権限のある当局

フランスは、二国間国際共同製作協定を計 58 か国と締結しており¹、締結数においては世界 1 位である。締結に際しては、Centre National du Cinéma et de l'Image Animée（フランス国立映画センター/通称「CNC」、以下「CNC」とする）が権限のある当局として協定の締結を進める。

（ア）ヨーロッパ

オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、フィンランド、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、イタリア、リトアニア、ルクセンブルグ、マケドニア、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スロベキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、イギリス

（イ）アジア、オセアニア

オーストラリア、カンボジア、中国、ジョージア、インド、韓国、ニュージーランド、ロシア、トルコ、ウクライナ

（ウ）アフリカ

アルジェリア、ブルキナファソ、カメルーン、ギニア、コートジボワール、モロッコ、セネガル、南アフリカ、チュニジア

（エ）中南米

アルゼンチン、ブラジル、ブルガリア、チリ、コロンビア、メキシコ、ウルグアイ、ベネズエラ

（オ）北米

カナダ

（カ）中東

エジプト、イスラエル、レバノン、パレスチナ

2. クォータ制度

（1）ブロードキャスト・クォータ制

かつてフランスにもスクリーン・クォータ制が存在していたが、劇場映画のクォータ制は廃止された。現在はテレビ番組で欧州以外の外国作品の放映を制限する「ブロードキャスト・クォータ制」のみが残っている。

¹ 参照リスト：<https://www.cnc.fr/professionnels/reglementation/accords-internationaux>

フランスのブロードキャスト・クォータ制を管理しているのは（Conseil supérieur de l'audiovisuel、通称「CSA」）である。

このクォータに基づき、フランスのテレビ放送事業者は年間放映番組の 6 割以上をヨーロッパの番組とし、そのうち 4 割以上はフランス語を原語とする番組でなければならないという決まりがある。²また、映画のテレビ放映についても、放映作品数の 6 割以上をヨーロッパ映画、うち 4 割以上はフランス語を原語とする映画でなければならない。ブロードキャスト・クォータ制度が適用になるのは、プライムタイム(水曜日の 14 時～23 時及び、それ以外の平日 18～23 時)の放映番組である。

このクォータ制度によって、劇場公開時には回避できた上限もテレビ放映時にハンデとなり得る。劇場作品にかかわらずシリーズの多いテレビアニメ作品などにとっては、この影響は大きい。以下で紹介するフランスの「国際共同製作認定システム」で公式な国際共同製作作品として認められ、ヨーロッパまたはフランスとしての国籍を得ることができ、放映機会の拡大に寄与できると言える。

3. 国際共同製作認定システム

(ア) ヨーロッパ諸国との国際共同製作

1992 年に制定された欧州映画の共同製作のための条約（“European Convention on Cinematographic Co-production” 条約第 147³）に助けられ、ヨーロッパでは活発に共同製作が行われてきた。創造と表現の自由を守り、文化の多様性を守りながらヨーロッパ域内での国際共同製作を活性化することを目的としている。この条約に則り、批准国⁴内で製作された国際共同製作作品は、欧州作品としてヨーロッパの映画支援スキームにもアクセスすることが可能となる。

当条約の基本的な条件としては

1. 欧州評議会（Council of Europe）のメンバーで、当条約を批准していること。
2. 3 つの異なる批准国から、最低 3 人のプロデューサーが参加していること。
※それ以外のプロデューサーの参加も可能だが、貢献する製作コストは 30%以下に収めること。
3. 条約の定める定義を満たすこと。

² 参照リンク：<https://www.csa.fr/Reguler/Promotion-de-la-production-audiovisuelle/Les-quotas-a-la-television>

³ 参照リンク：<https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list/-/conventions/treaty/147>

⁴ 批准国リスト（アルファベット順/2021 年 3 月現在）：アルバニア、アルメニア、オーストリア、アゼルバイジャン、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、モルドバ共和国、ルーマニア、ロシア、セルビア、スロバキア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、イギリス

条件を満たしたものは撮影開始の 2 か月前まで申請が可能で、欧州評議会による審査・承認ののち、各国の関係当局に承認の通知がなされる。

フランスなど当条約の批准国との国際共同製作協定を介して共同製作を行えば、相手国の助成金だけでなくヨーロッパの助成金へのアクセスすることが可能ということになる。

(イ) 協定締結国との国際共同製作

フランス国との国際共同製作作品の場合、フランスの作品として承認されフランス国内での助成金を得るには、国際共同製作二国間協定または前述の欧州映画の共同製作のための条約を結んでいることが条件とされる。

公式な国際共同製作作品としての承認は、フランス側では CNC が権限のある当局となる。CNC は 100%フランスで製作された作品も含め、長編映画は全て審査され、その後の助成につながっている。

国際共同製作で大きなポイントとなるのはそれぞれの国との出資比率である。国際共同製作をする上では、各国が最低限出資しなければならない比率が決まっている。

表 フランスとの共同製作における国別出資比率

国	最低出資比率	特例	最大出資比率
ベルギー、ドイツ、レバノン、ルクセンブルグ、スイス	10%		
イタリア	10%	5%	90%
アルジェリア、オーストリア、ブルキナファソ、カメルーン、カナダ、中国、コロンビア、ジョージア、ギニア、アイスランド、コートジボワール、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、セネガル、南アフリカ、韓国、スペイン、チュニジア、トルコ、イギリス	20%		80%
アルゼンチン、ブラジル、カンボジア、クロアチア、インド、イスラエル、リトアニア、パレスチナ、ポーランド、ルーマニア、スロベニア、ウクライナ	20%	10%	80%
デンマーク	25%		75%
ボスニア・ヘルツェゴビナ、チリ、エジプト、ギリシャ、マケドニア、ポルトガル、セルビア、ベネズエラ	30%	20%	70%
ブルガリア、チェコ共和国、フィンランド、ハンガリー、ロシア、スウェーデン	30%		70%
モロッコ	30%	10%	70%
オーストラリア	20%(仏)、 40%(豪)		60%(仏)、 80%(豪)

国際共同製作のもう 1 つの大きなポイントは、国籍の扱いである。CNC の助成審査を受ける上で満たさなければいけないヨーロッパスケール、つまり「いかにヨーロッパ的あるか」という要素を満たす上で、協定の相手国は常にヨーロッパと同じ扱いでカウントされることが認められている。つまり、国際共同製作二国間協定を結んでいるだけで、ヨーロッパとしての条件は自ずと満たされ助成金の獲得に優位に働くわけである。

助成金を受ける上での具体的な審査の内容については、「CNCの国内映画支援の枠組」の「長編映画審査」の項目で詳しく解説する。

フランスの映画産業にかかる支援制度

1. 主な支援団体とその財源

ヨーロッパを代表する文化大国としてフランスは、多くの映画支援団体・フィルムコミッションが存在し、それぞれが助成金やインセンティブの仕組みを有している。フランスの映画行政を管轄する組織として機能しているのが Centre National du Cinéma et de l'Image Animée（フランス国立映画・映像センター/通称 CNC、以下「CNC」とする）である。CNC は第二次世界大戦の翌年である 1946 年に設立され、2009 年以降は映画だけでなくオーディオビジュアル、マルチメディア、ビデオゲームも統括する組織となった。本報告書では CNC の支援のみをとりあげ、紹介することとする。

(ア) CNC の財源

CNC は、文化省の管轄下にはありながら財政的に独立した権限を持ち運営されている組織である点の特徴である。その財源は主に 3 つの税収によって支えられ、自動徴収されることで映画分野への継続的な支援を可能としている。

a. **チケット税 TSA** (Taxe sur les places de cinéma) : 映画チケット販売額の 10.72%

b. **テレビサービス税 TST** (Taxe sur les services de télévision) :

(a)テレビ局 (TF1、France 2、W9 など)は広告収入、SMS サーチャージ料、番組の再放送料等から 5.65%

(b)放送事業者(Canal +、Orange、SFR など)は有料テレビチャンネルへの登録料、トリプルプレイ登録料（注釈：1 本の回線で、インターネット接続、固定電話、有料テレビの 3 つのサービスを提供すること）から 0.5%~7.25%

c. **ビデオ税 TSV** (Taxe sur la diffusion en vidéo physique et en ligne de contenus audiovisuels) : DVD、Blu-Ray および FVOD（例：YouTube）や SVOD（例：Netflix）から、収入の 2%

(イ) CNC の予算内訳(2019 年実績)と過去 5 年の推移⁵

図 CNC の予算内訳(2019 年実績)

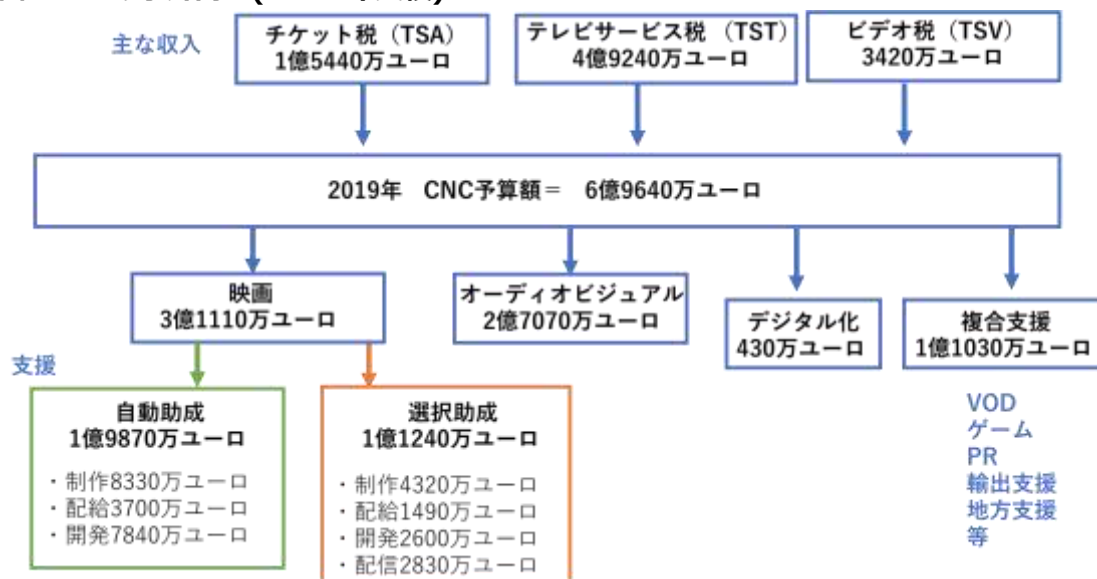


表 CNC の予算内訳の過去 5 年の推移

(ユーロ)	2015	2016	2017	2018	2019 ⁶
CNC 全体予算	7 億 6520 万	7 億 8450 万	7 億 9930 万	8 億 350 万	6 億 9640 万
映画	3 億 3250 万	3 億 5590 万	3 億 7120 万	3 億 5850 万	3 億 1110 万
オーディオビジュアル	2 億 8910 万	2 億 9460 万	2 億 9560 万	3 億 590 万	2 億 7070 万
デジタル化	2650 万	2000 万	1260 万	1160 万	430 万
複合支援	1 億 1171 万	1 億 1400 万	1 億 1990 万	1 億 2760 万	1 億 1030 万

⁵ CNC 発行「Bilan2019」より：https://www.cnc.fr/professionnels/etudes-et-rapports/bilans/bilan-2019-du-cnc_1197070

⁶ 2019 年より CNC のバランスシートの考え方が変わり、文化省の統括する金融機関である IFCIC (Institut pour le financement du cinéma et des industries culturelles) への拠出を含めないものとなった。数字上は 2018 年実績より大幅減になっているが支援自体に大きな変更はない。

イ. CNC の国内映画支援の枠組

CNC の国内映画に対する支援は、自動助成と選択助成に分かれている。自動助成は、後述する条件をクリアすれば、映画が劇場で公開されてから最大 8 年後まで、自動的にプロデューサーに支援が継続される。選択助成は条件を満たした応募者の中から CNC が審査し、選ばれたもののみ支援が与えられる。（同じ支援制度の枠組みで、複数の分野にまたがるものもある）。長編映画の場合、まずは「長編映画審査」をクリアし、ヨーロッパスケールおよび自動助成スケールの 2 つのスケールを用いて作品の文化的・技術的要素が評価され、助成の割合が算出される仕組みである。⁷

「協定締結国との国際共同製作」の項でも述べたように CNC の支援は、その作品が 100%フランス映画であったとしても国際共同製作作品だったとしても、一定の条件を満たし審査を受けた上で初めて享受することができるようになっている。

(ア) 長編映画審査(L'agrément des films de longue durée)

a. 審査の流れ

審査には 2 つの段階があり、撮影前に CNC に申請する「投資審査（Agrément des investissements）」は、助成金への申請が必要となる場合は必ず必要となる。映画の完成後に必要となる「制作審査」（Agrément de production）は助成金の獲得の有無にかかわらず、全ての映画が申請する必要がある。この審査を通過しない限りは、自動助成を受けることはできない。

(a) 投資審査（Agrément des investissements）の場合の必要書類

投資審査は、以下の必要性が生じた場合にのみ、撮影開始前に申請が必要となる。

- 1 撮影前の助成金を受ける場合
- 2 タックスクレジットを受ける場合
- 3 SOFICA⁸の介在がある場合
- 4 無料放送チャンネルとの共同製作またはプリセールスの場合（ただし Arte France Cinéma は除く）
- 5 国際共同製作協定に基づく国際共同製作作品として支援を受ける場合

⁷ 参照リンク：https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements/cinema/production/agrement-de-production-pour-les-films-dont-lagrément-des-investissements-a-ete-demande-a-compter-du-1er-janvier-2018-ou-pour-les-films-sans-agrement-des-investissements_190846

⁸ SOFICA (Les sociétés pour le financement de l'industrie cinématographique et audiovisuelle) は映画・オーディオビジュアル作品の制作資金の調達に特化した未公開株式投資会社。2020 年に創立 35 周年を迎えた。

- ・書類 1 : プロデューサーのサイン入りの、CNC の代表宛の投資審査申請レター（作成時点での作品タイトル、CNC への制作会社登録番号（RCA）、撮影開始予定日、撮影予定週数を含む）
- ・書類 2 : 監督や制作者の契約書、権利にかかる契約書
- ・書類 3 : 共同製作契約書
- ・書類 4 : 無料放送チャンネルの介入がある場合、参加表明のレターまたは契約書
- ・書類 5 : SOFICA からの投資を受ける場合は参加表明のレター
- ・書類 6 : プロデューサーのサインの入った以下の書類（指定のエクセルフォーム）

ファクトシート、予算表（現時点のもの。海外での支出がある場合は国ごとに）、支出計画表、資本構成シート、「ヨーロッパワーク」シート（「欧州映画の共同製作のための条約」に基づき製作される場合）、制作支援金の計画表、撮影現場/プロデューサー/俳優の使用言語表、演者リスト、スタッフリスト、撮影地/ポストプロダクションリスト、あらすじ、地方での撮影/支出計画表、パリティシート（男女の構成比率表）、映画にかかる収入が適切に分配されることについての表明書（100 万ユーロ未満の、フランス主導の共同製作の場合）

書類は全て CNC 指定のフォームがあり、紙・エクセル・P D F の 3 種類で提出する。

(b) 制作審査 (Agrément de production) の場合の必要書類

制作審査は、自動助成を受けるためには必ず必要な審査となる。フランス国内で公共の場で映画の上映を行いたい場合は CNC を通じてビザが発行されるが、制作審査はビザの発行後 8 ヶ月以内に行われなければならない。

- ・書類 1 : プロデューサーのサイン入りの、CNC の代表宛の投資審査申請レター（国際共同製作の場合は、共同製作契約を締結した両者がサインをする）
- ・書類 2 : エンドクレジットに記載される全てのリスト
- ・書類 3 : 投資審査時点で提出のなかった、映画の制作経理に関わる全ての契約書
- ・書類 4 : 映画制作年にかかる、雇用者の人事管理情報（“Déclaration sociale nominative”、通称「DSN」）
- ・書類 5 : 公立図書館への提出が完了したことを示す証明書
- ・書類 6 : 投資審査の際の書類
- ・書類 7 : 制作計画最終版
- ・書類 8 : プロデューサーのサインの入った以下の書類（指定のエクセルフォーム）

ファクトシート、最終支出表（海外での支出がある場合は国ごと）、資本構成シート、「ヨーロッパワーク」シート（「欧州映画の共同製作のための条約」に基づき製作される場合）、制作支援金の計画

表、撮影現場/プロデューサー/俳優の使用言語表、演者リスト、スタッフリスト、撮影地/ポストプロダクションリスト、あらすじ

書類は全て CNC 指定のフォームがあり、紙・エクセル・P D F の 3 種類で提出する。投資審査を受けずに制作審査を受ける場合は、上記の書類に加えて監督や制作者の契約書、権利にかかる契約書も全て提出する。

b. 申請者の条件

審査書類は、映画製作を遂行し完成させるために資金や技術、クオリティーコントロールに関して責任も持つ制作会社が申請者となる。申請者たる会社の条件としては、以下となる。

- 1 フランスに設立された会社である。
- 2 最低 45,000 ユーロの株式資本（うち払込資本が最低 22,500 ユーロ）がある。
- 3 代表者がフランス国籍または EU 諸国の国籍を有している。
- 4 国または EU 諸国の公人により会社が運営されていない。
- 5 社会法、特に社会福祉にかかるコンプライアンスを遵守したうえで映画制作を保証できる。

また、撮影スタジオ/ラボについてはフランスまたは E U 諸国で設立されている必要があるが、国際共同製作二国間協定に基づく国際共同製作の場合、協定相手国も対象に含めることができる。

(イ) ヨーロッパスケール

CNC の助成を受けるには、CNC の支援制度に関する規定“Règlement général des aides financières du Centre national du cinéma et de l’image animée”⁹（通称「RGA」）に定められた 2 つのスケールで、段階的なチェックがされる。1 つ目はヨーロッパスケールである。映画を構成する文化的・技術的要素による表で一定以上の「ヨーロッパ」ポイントを取得しなくてはならない。制作者、俳優、または技術者がフランスの国籍を持つ者、EU の国籍を持つ者、またはフランスとの国際共同製作協定を結んだ相手国の国籍を持つ者である場合、ポイントが付与される。スケールはフィクション・アニメ・ドキュメンタリーで 3 つの種類がある。

表 ヨーロッパスケール：フィクションの場合（18 ポイント中 14 ポイントが必要）

要素	ポイント
制作	3 ポイント
脚本	2 ポイント
俳優（その他）	1 ポイント
主役	3 ポイント
準主役	2 ポイント
出演料の 50%以上	1 ポイント
撮影	1 ポイント
録音	1 ポイント
編集	1 ポイント
装飾	1 ポイント
ラボ、録音スタジオ、撮影スタジオ	2 ポイント
	計 18 ポイント

表 ヨーロッパスケール：アニメーションの場合（21 ポイント中 14 ポイントが必要）

要素	ポイント
原案	1 ポイント
脚本	2 ポイント
キャラクターデザイン	2 ポイント
音楽	1 ポイント
制作	2 ポイント
ストーリーボード	2 ポイント
装飾	1 ポイント

⁹ 参照リンク：https://www.cnc.fr/professionnels/code-du-cinema-et-de-limage-animee-et-reglement-general-des-aides-financieres-du-centre-national-du-cinema-et-de-limage-animee-rga_124252

セット制作	1 ポイント
動画担当	2 ポイント
アニメーターの報酬全体の 50%	2 ポイント
作画担当の報酬全体の 50%	2 ポイント
撮影	1 ポイント
ポストプロダクション	2 ポイント
	計 21 ポイント

表 ヨーロッパスケール：ドキュメンタリーの場合（14 ポイント中 9 ポイントが必要）

要素	ポイント
制作	2 ポイント
監督	1 ポイント
撮影	1 ポイント
録音	1 ポイント
編集	1 ポイント
その他のスタッフの給与の 50%以上	4 ポイント
撮影機材、ポストプロへの支出の 50%以上	4 ポイント
	計 14 ポイント

(ウ) 自動助成スケール

2 つ目のスケールである「自動助成スケール」は各 100 ポイントで構成され、合計が 100 ポイントに近いほど自動助成を受ける際の金額が多くなる仕組みになっている。項目を見るとヨーロッパの国々であればポイントの対象になる場合が大半だが、言語（フランス語）、撮影地などフランスに優位なポイント構成となっている。

表 自動助成スケール：フィクションの場合

1.撮影の際の言語 (最大 20 ポイント)	
1-a: フランス語、またはフランスの地方言語で全て制作されている もし 2 言語以上の場合、フランス語、またはフランスの地方言語が大半を占める場合	20 ポイント
1-b: クリエイティブ上の理由でメインの言語はフランス語ないしフランスの地方言語ではないが、セリフ全体の 1/3 以上はフランス語である場合（吹き替えでも可）	10 ポイント
1-c: 映画作品がオペラをベースとし、セリフがリブレット（オペラにおける脚本の意）である場合	20 ポイント
2.制作会社と制作者 (最大 20 ポイント)	
制作会社(最大 9 ポイント)	
2-a: 制作会社の少なくとも 1 つが、以下の条件を満たすこと 1 .フランスに設立された会社である。 2. 最低 45,000 ユーロの株式資本（うち払込資本が最低 22,500 ユーロ）がある。 3. 代表者がフランス国籍または EU 諸国の国籍を有している。 4. 国または EU 諸国の公人により会社が運営されていない。	9 ポイント
制作者(最大 11 ポイント)	
2-b: 監督がフランス国籍、またはヨーロッパの国籍を有する	5 ポイント
2-c: 原作者/脚本家/脚色家がフランス国籍、またはヨーロッパの国籍を有する	5 ポイント
2-d: 申請作品のために（歌詞の有無問わず）オリジナル楽曲を提供した作曲家がフランス国籍、またはヨーロッパの国籍を有する	1 ポイント
※2-b～d については、外国人でフランスまたはヨーロッパの在留カードを保有している者も認められる。制作会社と、フランスの法律に則った契約を取り交わしていることも条件とする。	
3. 役者 (最大 20 ポイント)	
3-a: 役者に対して、少なくとも 3 回分の報酬(Cachet)が支払われること	20 ポイント
※3-a については、フランス国籍、またはヨーロッパの国籍を有する者を指す。外国人でフランスまたはヨ	

<p>ヨーロッパの在留カードを保有している者も認められる。制作会社と、フランスの法律に則った契約を取り交わしていることも条件とする。</p> <p>※フランスではアーティストを守る失業保険があり、12ヶ月に亘り507時間分相当の労働が認められれば適用となる。その労働を換算する単位が「Cachet」であり、1Cachetは12時間相当である（つまり12ヶ月で42.25Cachetが必要）。</p>	
4. 制作・技術スタッフ (最大 20 ポイント)	
制作・技術責任者(最大 9 ポイント)	
4-a: 制作責任者がフランス国籍、またはヨーロッパの国籍を有する	1.5 ポイント
4-b: 撮影監督がフランス国籍、またはヨーロッパの国籍を有する	1.5 ポイント
4-c: 録音監督がフランス国籍、またはヨーロッパの国籍を有する	1.5 ポイント
4-d: 衣装監督がフランス国籍、またはヨーロッパの国籍を有する	1.5 ポイント
4-e: 装飾監督がフランス国籍、またはヨーロッパの国籍を有する	1.5 ポイント
4-f: 編集監督がフランス国籍、またはヨーロッパの国籍を有する	1.5 ポイント
その他の制作・技術スタッフ(最大 11 ポイント)	
4-g: 制作に関わり報酬を得ているスタッフがフランス国籍、またはヨーロッパの国籍を有する	最大 11 ポイント
<p>※4-a～gについては、外国人でフランスまたはヨーロッパの在留カードを保有している者も認められる。制作会社と、フランスの法律に則った契約を取り交わしていることも条件とする。</p>	
5. 撮影地、ポストプロダクション (最大 20 ポイント)	
撮影地 (最大 5 ポイント)	
5-a: フランスで撮影された場合。(脚本上、クリエイティビティの観点で必要とみなされない国外での撮影があった場合、ポイントは付与されない)	5 ポイント
撮影機材 (最大 4.5 ポイント)	
5-b: カメラ	2 ポイント
5-c: 照明	1.5 ポイント
5-d: その他の機材	1 ポイント
ポストプロダクション (最大 10.5 ポイント)	
5-e: 全ての映像編集 (VFX 除く)	3.5 ポイント
5-f: 全ての音響編集	3.5 ポイント
5-g: 全ての VFX 編集 (VFX がない場合、クリエイティブ/技術的観点から映像や音響のポイントに振り分ける)	3.5 ポイント
<p>※5-b～gについては、使用機材の50%以上がフランスで設立された会社のサービスに関係する場合に付与される。</p>	

a. 制作会社への自動助成

制作審査を通過すると、CNC の自動助成を受ける対象となることができる。自動助成には(a)劇場上

映(b)テレビ放映(c)ビデオの 3 種類があり、以下のとおり算出される。具体的な算出額は「自動助成の金額の算出方法」の項目で追って説明する。

(a) 劇場上映

以下の数式により算出された金額が、最初に公共の場での劇場上映があった日から 5 年間自動的に助成され、A のパーセンテージは、興行収入によって変動する。現時点でのチケット税率は 10.72%である。

『**動員数×チケット料金×チケット税% (TSA) ×A%**』

- ・興行収入 922 万 5000 ユーロ以下（約 150 万人動員）→A =111.87%
- ・興行収入 922 万 5000 ユーロ～3075 万ユーロ（約 150～500 万人動員）→A =85.02%
- ・興行収入 3075 万ユーロ以上（約 500 万人以上の動員）→A =8.95%

(b) テレビ放映

テレビ放映があった場合、放送業者が放映のために支払った額の 9.47%（30 万 5000 ユーロを上限）が、最初に公共の場での劇場上映があった日から 8 年間自動的に助成される。

- ・ケーブルテレビまたは衛星放送で映画が上映された場合、10 万人以上の登録者がいることが条件となる（ペーパービューでの上映の場合は免除）。
- ・放送業者から支払われる、課税前の金額から算出する。

(c) ビデオ

個人利用を目的としたビデオグラムの販売またはレンタルがされた場合、ビデオ販売会社から申告のあった総売上上の 4.26%が、最初に公共の場での劇場上映があった日から 6 年間自動的に助成される。

表 自動助成額一覧

対象	算出方法	助成期間
劇場	動員数×チケット販売額×チケット税%× 最大 111.87%（興行収入で変動）	最初に公共の場での劇場上映 があった日から 5 年間
テレビ	販売価格（30 万 5000 ユーロ以下）×9.47%	最初に公共の場での劇場上映 があった日から 8 年間
ビデオ	ビデオグラム販売/レンタル総収入×4.26%	最初に公共の場での劇場上映 があった日から 6 年間

b. 自動助成金の使用用途

自動助成の目的は「新たな映画製作への足がかり」である。自動助成によって得た資金は長編だけでなく短編にも利用できる。一方、次回作に利用する際は制作者や出演者の中で報酬の著しい高い人に助成金が使用されないよう、以下のように制限がある。

- 1 400 万ユーロ以下の制作費で、最も高い報酬がそのうち 15%以上を占める場合は助成金の使用不可
- 2 400 万ユーロ以上 700 万ユーロ以下の制作費で、最も高い報酬がそのうち 8%以上を占める場合は助成金の使用不可
- 3 700 万ユーロ以上 1000 万ユーロ以下の制作費で、最も高い報酬がそのうち 5%以上を占める場合は助成金の使用不可
- 4 ドキュメンタリー映画は、最高報酬は 99 万ユーロまで

また、制作会社は自動助成によって得た資金を、助成金が算出された年の 1 月 1 日から起算して 5 年以内に利用しない場合、再投資の権利を失う。ただ助成をするのではなく、新たな作品制作による映画産業内での循環が生まれるように働きかけるのが、CNC の助成金システムというわけである。

c. 自動助成の金額の算出方法

自動助成の金額は、制作審査の際に使用した「自動助成スケール」に従って傾斜がかかる仕組みで、よりポイントを得た作品が助成を多く受けられるようになっている。

表 自動助成金額算出テーブル

自動助成スケールで得たポイント数	傾斜値
9 ポイント～70 ポイント	1/100 例：70 ポイントの場合は×0.70
71 ポイント	×0.73
72 ポイント	×0.76
73 ポイント	×0.79
74 ポイント	×0.82
75 ポイント	×0.85
76 ポイント	×0.88
77 ポイント	×0.91
78 ポイント	×0.94
79 ポイント	×0.97
80 ポイント～100 ポイント	×1

〔助成額算出例〕

1 劇場にかかる自動助成例：20万人の動員で、劇場チケット単価が7ユーロ

・対象額の算出

『動員数×チケット料金×チケット税%×111.87%(約150万人以下の動員に適用)』

→ $200,000 \times 7 \times 10.72\% \times 111.87\% = 167,894$ ユーロ

・受取額の算出

例1：自動助成スケールで30ポイントを獲得→ $167,894 \times 0.30 = 50,368$ ユーロ

例2：自動助成スケールで73ポイントを獲得→ $167,894 \times 0.79 = 112,563$ ユーロ

例3：自動助成スケールで83ポイントを獲得→ $167,894 \times 1 = 167,894$ ユーロ

2 テレビにかかる自動助成例：販売価格が20万ユーロ、自動助成スケールが76ポイント

$200,000 \times 9.47\% \times 0.88 = 16,667$ ユーロ

d. 自動助成金額上限

自動助成だけでなく、公的な支援やタックスクレジットを受ける場合、映画の最終的な製作費の50%を超えてはいけない。国際共同制作の場合、対象はフランスの出資額の50%となる。しかしながら、公的支援無しでは製作が困難な作品や低予算の映画は、CNCの判断によりその上限が60～70%まで引き上げることもある。「製作が困難」の基準としては、監督の1作目ないしは2作目の作品であること、「低予算」の基準としては製作費が125万ユーロ以下のものを指す。

(工) 選択助成¹⁰

自動助成の他にも、CNCに申請することで受けられる支援が数多く存在し、企画から制作、配給、興行に至るまであらゆるフェーズでサポートを受けることができる。CNC はオーディオビジュアルやゲーム等にも幅広く助成を用意しているが、本報告書では「映画」のみの支援を取り上げ、概要を紹介する。尚、特定の相手との国際共同製作にのみ適用される支援は含めていない。（例：フランスとドイツの国際共同製作のための制作費助成）

a. 脚本

支援名	Soutien au scénario, aide à l'écriture
支援対象	長編映画の脚本
支援概要	あらすじ段階の脚本に対し、他者との共同執筆の機会を与える。脚本内容に対して 2 段階の CNC の審査がある。
主な条件	<ul style="list-style-type: none">・申請者はフランス国籍またはヨーロッパでの国籍を有していること・フランス語またはフランスの地方言語での撮影であること・初めて長編映画の脚本を執筆する場合：少なくとも 2 つの短編映画で、映画祭に選出されていること・これまで長編映画の脚本を執筆経験がある場合：少なくとも 1 回は劇場で映画が上映されていること
年間実績	2019 年実績：脚本支援に 160 万ユーロ（3 つの支援の合計額） 20 プロジェクト
支援上限額	3 万ユーロ

支援名	Soutien au scénario, aide à la conception
支援対象	長編映画の脚本の執筆または再執筆
支援概要	優れた長編映画の脚本の「コンセプト」に対して支援をする
主な条件	<ul style="list-style-type: none">・フィクションである・申請時の 1 年度前(1/1～12/31)にフランスの映画館で公開されている・作品が「制作審査」を通過している・最終的な制作費が 400 万ユーロ以下
年間実績	2019 年実績：脚本支援に 160 万ユーロ（3 つの支援の合計額） 85 プロジェクト
支援上限額	1 万ユーロ

¹⁰ 各支援検索ウェブサイト: <https://www.cnc.fr/professionnels/aides-et-financements>

支援名	Soutien au scénario, aide à la réécriture
支援対象	執筆済み長編映画の脚本
支援概要	脚本の見直しが必要な場合、再執筆の支援をする。脚本内容に対して 2 段階の CNC の審査がある
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者はフランス国籍またはヨーロッパでの国籍を有していること ・フランス語またはフランスの地方言語での撮影であること ・初めて長編映画の脚本を執筆する場合：少なくとも 2 つの短編映画で、映画祭に選出されていること ・これまで長編映画の脚本を執筆経験がある場合：少なくとも 1 回は劇場で映画が上映されていること ・映画制作会社の場合：CNC に登録されており、脚本を執筆者の作品が少なくとも 1 回は劇場で映画が上映されていること
年間実績	2019 年実績：脚本支援に 160 万ユーロ（3 つの支援の合計額） 21 プロジェクト
支援上限額	2 万 1000 ユーロ

b. 制作

支援名	Aide aux cinémas du monde
支援対象	<ul style="list-style-type: none"> ・長編映画（フィクション、アニメーション、ドキュメンタリー ・プリプロダクション/ポストプロダクション
支援概要	文化的に優れたフランスとの国際共同製作作品に対し、制作費の支援を行う
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・50%以上の経費がフランスで使用されること ・監督の第 1 作または第 2 作目であること ・国際共同製作協定を結んでいない場合、制作費が 250 万ユーロ以下であること ・文化的に優れた作品であれば、国際共同製作協定がない他国の作品でも申請が可能
年間予算	540 万ユーロ
支援上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・制作前：25 万ユーロ(ただし、フランスと国際共同製作協定が締結されている国で、制作費が 250 万ユーロ以上のものは 45 万ユーロに引き上げ) ・制作後：5 万ユーロ

支援名	Aide sélective pour les œuvres cinématographiques intéressant les cultures d'outre-mer
支援対象	長編映画、短編映画

支援概要	映画を通し、フランスの海外県/海外領土（グアドループ、ギアナ、マルティニーク、レユニオン、マイヨット、サン・ピエール・エ・ミクロン）の文化を世界に発信するために寄与する作品を支援する
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・撮影前に申請する ・テレビでの放映を前提とした作品は対象にならない ・長編映画の場合は自動助成のための審査を通過していること
支援上限額	・他の公的支援と合計して 50%を越えない範囲

支援名	Aides à la création de musiques originales
支援対象	映画オリジナル音楽
支援概要	映画のオリジナル音楽の制作のための支援
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・投資審査を通過していること ・映画の劇場公開の、最低 3 ヶ月前に申請すること ・映画の制作費が 700 万ユーロ以下(アニメは 1000 万ユーロ) ・音楽制作費が、制作費全体の最低 1.5%か、200 万円以上のいずれかを必ず満たすこと ・音楽の使用される長さが、映画全体の 10%以上
支援上限額	音楽制作費の 50%まで

支援名	Appel à projets de films de genre
支援対象	長編映画（フィクション）
支援概要	ジャンル映画への支援
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・その年に決められたジャンルに沿った内容である ⇒支援対象が毎年変更となる。2019 年は「ミュージカル喜劇」、2020 年は「ファンタジー/SF/ホラー」 ・劇場公開を前提として制作される ・フランス語またはフランスの地方言語での制作 ・撮影前制作費支援(Avance sur recettes)との併用は不可
支援上限額	50 万ユーロ

支援名	Avance sur recettes avant réalisation
支援対象	長編映画（フィクション、アニメーション、ドキュメンタリー）
支援概要	撮影前の制作費支援
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・フランス語またはフランスの地方言語での制作 ・劇場公開を前提として制作される ・申請者がフランス国籍、またはヨーロッパの国籍を有している
支援上限額	・5 万ユーロ(公的支援が製作費全体の 50%を超えない範囲)

その他特筆すべき事項	・申請が承認されてから撮影開始まで、24 ヶ月権利を保持できる(プロデューサーからの申請があれば、更に最長 1 年の延長も可能)
------------	--

支援名	Avance sur recettes après réalisation
支援対象	長編映画（フィクション、アニメーション、ドキュメンタリー）
支援概要	撮影後の制作費支援
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・フランス語またはフランスの地方言語での制作 ・制作費の不足分が、プロデューサーの報酬よりも金額が大きいこと ・映画館での配給契約書の提出する ・映画館での興行前に書類を提出する
支援上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・10 万ユーロ（監督の 3 作目以降） ・15 万 2000 ユーロ（監督の 1 作目または 2 作目）

支援名	Crédit d'impôt cinéma
支援対象	長編映画
支援概要	制作費にかかる税金の控除
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・制作審査を通過し、自動助成の対象となっていること ・全て、もしくは大半をフランス語またはフランスの地方言語で制作（クリエイティブ上必要な場合は例外もある） ・フランスで大半の撮影とポストプロダクションが行われること（クリエイティブ上の理由での海外での撮影、技術的にフランスでの作業が困難な場合は除く） ・フランス及びヨーロッパの映画創造と多様性に寄与すること ・控除の対象となるのは以下の通り(フランスでの支出分のみ) <ul style="list-style-type: none"> -制作者、出演者の報酬 -スタジオ使用料 -衣装、メイクアップ、ヘアメイク -アニメーション制作費 -ポストプロダクション費（VFX 含む）
支援上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・控除対象となる支出の 30% ※対象となる支出は、制作費全体の 80%（国際共同製作の場合、フランスの経費の 80%）を超えない範囲。外国語での制作の場合、20% ・控除の対象は 3000 万ユーロまで

支援名	Fonds d'indemnisation pour la reprise des tournages : garantie Indisponibilité des Personnes - Extension Covid-19
支援対象	映画

支援概要	コロナの影響による欠員に伴う、撮影の一時的/全面的な中止にかかる報酬の補填
主な条件	・2020 年内にフランスで撮影が行われたものが対象 ・影響による損失が起こる前に申請（既発生分は対象外）
支援上限額	・対象となる費用の 20%（対象費用の上限額は 120 万ユーロ） ・発生から 5 週間分の補填が可能

支援名	Soutien antenne pour la diffusion des œuvres cinématographiques de long métrage
支援対象	長編映画
支援概要	長編映画のテレビ放映にかかる支援
主な条件	・最初の劇場公開（国内外問わず）から 8 年以内 ・販売額にかかわらず、対象は最大 30 万 5000 ユーロ
支援額	販売額×9.47%

支援名	Soutien à la réalisation de fichiers d'audiodescription et de sous-titrage pour les publics atteints de handicaps sensoriels
支援対象	長編映画
支援概要	障がい者向けの音声ガイド/字幕の制作支援
主な条件	・フランス語で制作または吹き替えられた作品 ・制作審査を通過していること ・フランス主導の制作作品であること ・作品の制作費が 400 万ユーロ以下であること（アニメは 800 万ユーロ）
支援上限額	支援を受ける制作会社毎に上限を設け、上限は昨年度の支援額により変動する

c. 配給

支援名	ACM Distribution
支援対象	長編映画、ビデオグラム、VOD
支援概要	MEDIA(加盟国下記参照)とそれ以外の国々との国際共同制作作品にかかる海外配給支援
主な条件	・MEDIA 加盟国の出資比率が 20～70%であること
支援上限額	6 万ユーロ
MEDIA 加盟国	アルバニア、ドイツ、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ブルガリア、キプロス、クロアチア、デンマーク、スペイン、エストニア、フィンランド、フランス、ギリ

	<p>シヤ、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マケドニア、マルタ、モンテネグロ、ノルウェー、オランダ、ポーランド、ポルトガル、チェコ共和国、ルーマニア、イギリス、セルビア、スロバキア、スロベニア、スウェーデン、チュニジア</p>
--	---

支援名	Aide sélective à la distribution - 1er collège (films inédits)
支援対象	長編映画、短編映画プログラム
支援概要	劇場初公開の長編映画、短編映画プログラムの配給経費の支援
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・フランス、またはヨーロッパの配給会社 ・申請作品を含め、2年間に最低3作品の映画配給実績があること ※「撮影前支援」を受けた第1作目の監督作品の配給の場合、実績は問わない ・劇場未公開作品であること ・配給経費が55万ユーロ以下(アニメは75万ユーロ)
支援上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・1万5500ユーロ ・配給会社を受けた公的支援が、配給経費とMGの合計額に対し50%以下であること

支援名	Aide sélective à la distribution - 2e collège (films de répertoire)
支援対象	長編映画、短編映画プログラム
支援概要	過去に上映した映画作品の配給経費の支援
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・フランス、またはヨーロッパの配給会社 ・配給経費55万ユーロ以内で過去にフランスで劇場公開された映画作品(国籍は問わない) ・20年以上前に製作され、10年間以上劇場公開されていない作品
支援上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の作品で、配給支援の合計額が7万6300ユーロ以内 ・同一の会社で年間3万3000ユーロ以内 ・配給会社を受けた公的支援が、配給経費とMGの合計額に対し50%以下であること

支援名	Aide sélective à la distribution - 3e collège (films pour le jeune public)
支援対象	長編映画、短編映画プログラム
支援概要	若年層に向けた映画作品の配給経費の支援
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・フランス、またはヨーロッパの配給会社 ・国籍、過去の劇場公開の有無は問わない

	・配給経費が 55 万ユーロ以下(アニメは 75 万ユーロ)
支援上限額	・配給会社受けた公的支援が、配給経費と MG の合計額に対し 50%以下であること

支援名	Contribution Canal+ à la distribution de films en salles
支援対象	長編映画
支援概要	テレビ放送局 Canal+による映画作品の配給支援
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・申請作品を含め、2 年間に最低 3 作品の映画配給実績があること ・制作費の最低 30%をフランスが出資していること ・劇場公開初年度に 5～200 館で公開していること ・劇場公開日から 7 ヶ月以内に申請
年間予算	200 万ユーロ
支援上限額	4 万ユーロ
特筆すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・支援額の 40%が公開 1 ヶ月前に事前に支払われる ・劇場公開から 6 ヶ月以内に配給経費をリクープできた場合、配給収入の 25%から払い戻す

支援名	Contribution du CNC à la distribution de films en salles
支援対象	長編映画
支援概要	長編映画の劇場配給支援
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・申請作品を含め、2 年間に最低 3 作品の映画配給実績があること ・配給経費が最低 4 万 5000 ユーロ ・制作費の最低 30%をフランスが出資していること ・劇場公開初年度に 5～200 館で公開していること
支援上限額	・配給会社受けた公的支援が、配給経費の 50%以下であること(映画がフランス語でない場合は 25%)
特筆すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・劇場公開の最低 3 ヶ月前に申請すれば、まずは 30%の支援を受けられる(最大 12 万 2000 ユーロ) ・劇場公開から 6 ヶ月以内に配給経費をリクープできた場合、配給収入の 25%から払い戻す

支援名	Contribution OCS à la distribution de films en salles
支援対象	長編映画
支援概要	テレビ放送局 OCS による映画作品の配給支援
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・申請作品を含め、1 年間に最低 3 作品の映画配給実績があること ・アメリカのテレビ局またはメジャースタジオと資本提携していないこと ・劇場公開初週に 5～200 館で公開していること

	<ul style="list-style-type: none"> ・配給経費が最低 4 万 5000 ユーロ ・作品が以下の条件のいずれかを満たしていること -フランスとヨーロッパの共同製作で、フランスの出資が 30%以下 -ヨーロッパ映画 -ヨーロッパではない映画
--	--

支援名	Soutien automatique à la distribution
支援対象者	配給会社
支援対象	制作審査を通過したフランス映画または国際共同製作映画
支援概要	長編映画の配給にかかる自動助成
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・配給会社による MG の支払と配給経費の支払いが適切になされ、興行収入の配分を受けていること ・Aides aux cinémas du monde の作品も対象
支援額	下記チャート参照のこと

〔参考〕 配給会社への助成算出方法：動員数に乗じた助成率 × チケット税 × チケット代

動員数	助成率	チケット税(TSA)	助成金額 ¹¹
50,000 人以下	208.36%	10.72%	1.37 ユーロ
5,0000~100,000 人	132.59%		0.87 ユーロ
100,001~200,000 人	113.65%		0.75 ユーロ
200,001~500,000 人	47.35%		0.31 ユーロ
500,001~700,000 人	28.41%		0.19 ユーロ
700,001~1,000,000 人	9.47%		0.07 ユーロ
1,000,001 人以上	0%		0 ユーロ

d. 開発

支援名	Aide au développement d'œuvres cinématographiques de longue durée
支援対象	長編映画
支援概要	原作の映画化権の取得及び脚本執筆への投資のための支援
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・フランス、またはヨーロッパの配給会社 ・制作に至った場合、返還が必要 →撮影開始時に 50%、劇場公開時に 50%
年間予算	・7 万ユーロ

¹¹ チケットの平均価格を 6.15 ユーロとした場合の概算

	・受けた公的支援が、配給経費の 50%以下であること
--	----------------------------

e. 輸出

支援名	Fonds d'aide à la promotion à l'étranger des œuvres cinématographiques
支援対象者	セールス会社
支援対象	長編映画
支援概要	海外での興行に乗じた自動支援
主な条件	・「Aide aux cinémas du monde」の支援を受けたことがある 55 の地域から情報を抽出し、算出する（フランス映画の需要の 90%を占め、信頼性があることから） ・国際共同製作相手国は含めることができない
支援額	下記チャート参照のこと
特筆すべき事項	次なる作品の MG や宣伝費に使用が可能

〔参考〕セールス会社への助成算出方法

海外での動員数	助成額
50,000 人まで	0.70 ユーロ × 動員数
50,001 人～100,000 人まで	0.35 ユーロ × 動員数
100,001 人～200,000 人まで	0.15 ユーロ × 動員数
200,001 人～700,000	0.05 ユーロ × 動員数
700,001 人以上	0 ユーロ

f. 興行

支援名	Aide aux salles maintenant une programmation difficile face à la concurrence
支援対象	興行
支援概要	競争の観点から、興行が難しいプログラムへの支援
主な条件	興行する場所がパリ、または人口 20 万人以上の市町村 （ただし人口 20 万人以下でも、前年に 150 万人以上の劇場動員がある場合は対象）
支援額	プログラムの内容、興行者の経営状況等に応じて判断

支援名	Aide sélective à la petite et moyenne exploitation
支援対象	興行（小規模・中規模の興行会社）
支援概要	上映環境の整備にかかる費用の支援 （支援例） ・映像機材の調達 ・映画館の整備補修 ・障がい者向け設備の導入
特筆すべき事項	・小規模・中規模であっても、興行の観点から作品の多様性が損なわれないように支援する ・審査は地元自治体の関係者も交えて行われる

支援名	Aide à la numérisation des lieux de festivals
支援対象	映画祭
支援概要	映画祭でのデジタル機材納入支援
主な条件	・フランスでの映画祭 ・観客が 15,000 人以上(映画館は対象外) ・導入する場所で前年度実績 30%以上の上映
支援上限額	経費の 30%まで

支援名	Les engagements de diffusion
支援対象	地方での興行
支援概要	AFCAE が選出したアート系(Art et essai)映画を、人口 5 万人以下の地方都市にある、CNC と協定を結んだ映画館 175 箇所以上で上映するよう支援する
主な条件	・175～250 箇所の場合、17%以上が推薦された映画であるよう、映画館側に上映計画の提出を求める ・250 箇所以上の場合、25%以上が推薦された映画であるようにする。
特筆すべき事項	AFCAE (l'Association Française des Cinémas Art et Essai)は 1955 年発足の CNC に業務委任された機関である。文化の多様性が地方での映画興行においても守られるよう活動している

支援名	Soutien automatique à l'exploitation
支援対象	興行
支援概要	映画の興行にかかる自動助成
支援額	下記チャート参照のこと
特筆すべき事項	制作会社への自動助成と同じく、興行者にも次なる作品への投資を可能とする制度

〔参考〕 興行者への助成算出方法

1 課されているチケット税(チケット代に対し 10.72%)の支払額 →還元率の決定

チケット税の支払額	還元率
0～8,500 ユーロ	80%
8,501～25,500 ユーロ	70%
25,501～51,000 ユーロ	60%
51,501～136,200 ユーロ	50%
136,201 ユーロ以上	20%

② 上映されたスクリーン数に乘じ、還元額の調整

スクリーン数	1,2	3	4	5	6	7
調整倍数	×1.00	×1.05	×1.11	×1.16	×1.20	×1.26
スクリーン数	8	9	10	11	12	12 以上
調整倍数	×1.26	×1.26	×1.26	×1.26	×1.26	×1.00

g. 短編映画特化型

支援名	Aide après réalisation aux films de court métrage
支援対象	短編映画
支援概要	制作後の短編映画への支援
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・フランス、またはヨーロッパの制作会社（会社）、フランス国籍またはヨーロッパ国籍を有し、主要映画祭への出品経験がある（個人） ・60 分未満の作品（ジャンルは問わない） ・CNC から他の制作費助成を受けている場合は不可 ・ポストプロダクション段階では支援されない（オリジナル音楽は可）

支援名	Aide au programme de production de films de court métrage
支援対象	短編映画
支援概要	短編映画の開発及び制作支援
主な条件	<ul style="list-style-type: none"> ・当該映画が異なるメディア（映画館やテレビなど）で商業的に配給されるよう努める ・過去 3 年の間に少なくとも 4 作制作していること
支援上限額	<ul style="list-style-type: none"> ・制作：最低 25,000 ユーロ（公的支援は制作費の 80%まで） ・開発：3,000 ユーロまで（複数の作品を同時に開発する場合、1 プロジェクトあたり 20,000 ユーロまで）
特筆すべき事項	リスクの大きい、野心のある短編映画の制作を支援することで新しい才能の発掘に繋げることを目的としている

支援名	Aide avant réalisation à la production de films de court métrage
支援対象	短編映画
支援概要	制作前の短編映画への支援
主な条件	・フランスの制作会社であること ・公的支援の合計が 80%を超えないこと（共同製作の場合、フランス出資分の 80%）
支援額	・平均 70,000 ユーロ
特筆すべき事項	・監督はフランス人である必要はない ・撮影言語、撮影場所もフランス（語）である必要はない

支援名	Aide complémentaire pour la musique originale des films de court métrage
支援対象	短編映画
支援概要	短編映画のためのオリジナル音楽の制作
主な条件	撮影前に申請する
支援上限額	平均 3000 ユーロ

支援名	Allocations directes pour la production d'œuvres audiovisuelles de courte durée
支援対象	短編映画
支援概要	短編映画のテレビ放映料・デジタルフォーマットでの配信経費の自動助成
主な条件	・60 分未満の作品（ジャンルは問わない） ・全てまたは大半において、フランス語もしくはフランスの地方言語での制作（クリエイティブ上の理由を除く） ・公的支援の合計が 80%を超えないこと（共同製作の場合、フランス出資分の 80%）
支援上限額	70%（最高 3 万ユーロ）

支援名	Allocations directes à la programmation en salles de films de court métrage
支援対象	短編映画
支援概要	短編映画の映画館での上映プログラムへの支援
主な条件	・フランス映画またはフランスとの共同製作映画 ・フランスの劇場での上映許可が降りてから 7 年以内の作品
支援額	・劇場での動員数×0.57 ユーロ（1500 人以上の動員から集計）を、前年

	度の分を年に 1 回集計 ・制作会社に 70%、配給会社に 30%が自動助成
--	---

h. CNC が認知している、他団体の支援¹²

支援名	S'initier au film documentaire : concevoir – écrire
支援団体	Les Mots
支援対象	ドキュメンタリー
支援概要	ドキュメンタリー制作のためのワークショップ
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ドキュメンタリー撮影前に必要な作業を学ぶ 例：企画書作成、ピッチ、あらすじなど資料作成 ・参加者 7～10 人で実施 ・2 日間実施

支援名	Initiation à l'adaptation de romans
支援団体	La Fémis
支援対象	脚本
支援概要	脚本執筆のためのワークショップ
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・文学作品を映画の脚本へと脚色するための方法を学ぶ ・6 つのプログラムで 19 日間実施 ・参加者 7 人で実施

支援名	Concours: Écriture de scenarios
支援団体	Femmes et Cinéma
支援対象	脚本
支援概要	脚本コンテスト
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生が対象 ・女性性をテーマにした脚本が審査される ・受賞者は、短編映画の制作ができる

支援名	Aide à la création de musique originale de films courts
支援団体	SACEM / Maison du Film
支援対象	短編映画の音楽制作
支援概要	Maison du Film が審査を行い、優れた音楽作品の作曲家に 500 ユーロ、制作会社に 2000 ユーロが支払われる

¹² 参照サイト：<https://www.cnc.fr/professionnels/jeunes-professionnels/ressources-auteurs>

支援名	Atelier musique
支援団体	Emergence / SACEM
支援対象	人材交流
支援概要	監督と作曲家の出会いの場の提供
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ペアを組み、監督が前日に撮影した映像に合わせる音楽を制作 ・受賞した場合、そのあとの共同制作にも支援を受けられる

支援名	Résidence internationale pour le film d'animation
支援団体	Nouvelles Ecritures pour le Film d'Animation (NEF Animation)
支援対象	人材交流
支援概要	アニメーターの国際的な人材交流
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・春と秋の 2 回、世界各国のアニメーターにフォントヴロー修道院にある住居と制作資金を提供。1 ヶ月間の生活で国際的な人材交流を後押しする ・フランス外からの参加も可能

支援名	Conseils juridiques
支援団体	SACD (La société des auteurs et compositeurs dramatiques)
支援対象	法律相談
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権に関するものはドキュメンタリーが対象 ・相談料は無料 ・契約交渉に関する問い合わせは支払いが必要で、SACD の会員に限られる

支援名	Conseils juridiques
支援団体	SCAM (La société civile des auteurs multimédia)
支援対象	法律相談
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・著作権に関する相談料は無料（フィクション映画が対象） ・電話のみ受付 ・SCAM の会員であれば、確定申告の際に税理士からの相談を無料で受けることができる

支援名	Conseils juridiques
支援団体	La Guilde Française des scénaristes
支援対象	法律相談
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・脚本家のための法律相談窓口

	<ul style="list-style-type: none"> ・プロデューサーや監督、他の脚本家と問題が生じた場合の相談 ・ギルドのメンバーは電話で 30 分の相談が無料、それ以外は 15 ユーロ
--	--

支援名	Conseils juridiques
支援団体	SNAC (Syndicat National des Auteurs et des Compositeurs)
支援対象	法律相談
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・相談料は 80 ユーロで会員以外も利用可能 ・契約、税務、法務の相談が可能 ・電話または予約制の対面相談

また、CNCは個人相談窓口を設けており、CNCの提供するものを含めた全ての支援制度から制作者に適切なものを検討し、実践的なアドバイスを提供してくれる。電話または対面での相談ができる。

(オ) 外国映画誘致政策

CNC の支援の大半が国内映画または公式の国際共同製作でフランスの国籍を得たものに限られる。一方、配給力で世界の映画産業に多大な影響を与えているアメリカ（ハリウッド）は他国と一切国際共同製作協定を結んでいないため、ハリウッド資本を映画産業に取り込むには別の方策が必要となる。ハリウッド映画は近年、労働環境の改善等に伴う人件費の値上げから製作費全体の高騰は著しく、外貨の獲得手段として無視できない存在と言っている。そこでフランスでは、CNC の傘下にある Film France が窓口となり、2012 年よりタックスインセンティブを通じた外国映画のフランスへの誘致に積極的に取り組んでいる。このシステムが功を奏し、フランスで撮影を行ったハリウッド大型作品は年々増えており、『ダークナイト』『アバター』『フォード VS フェラーリ』など米国アカデミー賞でも高い評価を受けた作品の誘致に成功している。Tax Rebate for International Production¹³（通称「TRIP」）はフランスで完全に・または部分的に製作された、非フランス映画が対象だ。

a. 支援概要

支援名	Tax Rebate for International Production (TRIP)
支援対象者	フィクション（活劇、アニメ、テレビシリーズ、VR、短編）
支援対象	<ul style="list-style-type: none">・フランスで契約された、フランス人または EU 居住者の作家、俳優に対する費用・社会保障料・フランス人または EU 居住者のスタッフに対する賃金・アニメーション、VFX のチームメンバーに対する賃金・ロケーション利用費、セット建設費・機材やサービスを提供したフランスの会社に対する支払い（VFX、アニメーション、ポストプロ含む）・日当、ケータリング、すべてのキャストとクルーに対する移動費、資材の輸送費
支援体系	税金還付
条件	<ul style="list-style-type: none">・文化テストをパスすること（後述）・最低 25 万ドルをフランスで支出すること。・最低 5 日間、フランスで撮影を行うこと。
年間予算	上限なし
支援上限額	<ul style="list-style-type: none">・30%（ただし、フランスで VFX 撮影費用として 200 万ユーロを支出した場合、40%に引きあげ）・1 プロジェクトあたり、3000 万ユーロまでが対象

¹³ 参照サイト：<https://www.filmfrance.net/v2/gb/home.cfm?choixmenu=taxrebate>

b. 申請手順

申請は、フランスに法人税を納めているプロダクションサービス会社(PSC)を通して行う。

- 1 Film France との契約締結
- 2 CNC による文化テスト (所要期間 2~3 週間)
- 3 審査後、CNC が仮資格証明を発行し、撮影開始
- 4 年度末ごとに、PSC が CNC に対し会計報告を行い、税務局がチェックを行う。
- 5 最後の支出から 2 年間の猶予とし、会計報告書と映画の完成版の DVD を提出し、最終証明を CNC が発行する。

c. 文化テスト (Cultural Test) の概要

ポイント加算方式で審査される。以下項目で最低でも 18 ポイント (“ドラマチック・コンテンツ”では最低 7 ポイント) が必要となる。

表 文化テスト 実写の場合

1. ドラマチック・コンテンツ Dramatic Content	
1.1 ロケーション(最大 7 ポイント)	
基準 1: シーンの相対多数がフランスである	4 ポイント
または、フランス語圏の国である	3 ポイント
または、フランス・ヨーロッパの国である	3 ポイント
または、最低 5 シーンがフランスである	2 ポイント
基準 2: 最低 2 つのセットがフランスを象徴している。または 2 つのロケーションがフランスだと認識される形で登場する	3 ポイント
1.2 登場人物(最大 4 ポイント)	
基準 3: 最低 1 人のメインキャラクターがフランス人である	1 ポイント
基準 4: 最低 3 人のサブキャラクターがフランス人である	3 ポイント
または、最低 2 人のサブキャラクターがフランス人である	2 ポイント
または、最低 1 人のサブキャラクターがフランス人である	1 ポイント
1.3 プロット/ストーリー(最大 5 ポイント)	
基準 5: プロットとストーリーが、フランスの文化遺産またはフランス史を強調している	2 ポイント
基準 6: プロットとストーリーが、フランス社会またはヨーロッパ社会の政治的/文化的/社会的特徴と関係している	2 ポイント
基準 7: プロットとストーリーが、既存の作品 (特に映画、シリーズを除く TV ドラマ、小説、短編、漫画、オペラ、演劇、ビデオゲーム) を元にする・連	1 ポイント

想させる	
1.4 言語	
基準 8: 最終的に、フランス語の吹き替えまたは字幕が制作される	2 ポイント
2. クリエイターの国籍 (最大 12 ポイント)	
※フランス人、フランス居住者、ヨーロッパ人だった場合ポイント付与	
基準 9: 監督か脚本家、最低 1 人	2 ポイント
基準 10: 作曲家 (最低 1 人)	1 ポイント
基準 11: プロデューサー (最低 1 人)	2 ポイント
基準 12: メインキャラクター (最低 1 人)	2 ポイント
またはサブキャラクター (最低 1 人)	1 ポイント
基準 13: 最低 50%の俳優 (フランスでの撮影シーン、エキストラ除く)	1 ポイント
基準 14: フランス撮影シーンでの、最低 3 人の部門責任者(第 1 カメラマン、3D カメラマン、美術監督、音響技師、衣装監督、ヘアスタイル監督、スタントコーディネーター、音響ミキサー、映像編集、第 1 アシスタント、制作監督、ポストプロマネージャー、舞台監督、視覚効果)	3 ポイント
または 2 人の部門責任者	2 ポイント
または 1 人の部門責任者	1 ポイント
基準 15: 最低 50%のクルー (フランスでの撮影シーン)	1 ポイント
3.制作基盤 (最大 8 ポイント)	
基準 16: 最低 50%以上の日数がフランスでの撮影	3 ポイント
または 30%~50%の日数がフランスでの撮影	2 ポイント
または 15%~30%の日数がフランスでの撮影	1 ポイント
基準 17: 最低でも 50%の特殊撮影にかかる支出が、サービス提供者であるフランスの会社に支払われている (フランスでの撮影シーン)	1 ポイント
基準 18: 最低でも 50%のレンタル費 (撮影、機材、証明、録音) が、サービス提供者であるフランスの会社に支払われている (フランスでの撮影シーン)	1 ポイント
基準 19: 最低でも 50%のラボ作業費が、サービス提供者であるフランスの会社に支払われている (フランスでの撮影シーン)	1 ポイント
基準 20: 10 以上のショットを対象とし、最低でも 50%の色彩補正または音響、デジタル特殊効果制作にかかる支出が、サービス提供者であるフランスの会社に支払われている (フランスでの撮影シーン)	2 ポイント
	計 38 ポイント